



国に対して

「学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」
の提出を求める請願

平成 30 年 10 月 25 日

犬山市議会議長

ビアンキー-アンソニー 様

住 所 愛知県名古屋市長久寺区下田 308

団体名 愛知学童保育連絡協議会

代表者名



外10名

紹介議員

岡村千里 岡 寛

【請願の趣旨】

平成 27 年度より「子ども・子育て支援新制度」が施行されています。学童保育には、「放課後児童支援員」という資格を持つ者の配置が児童福祉法で「従うべき基準」として定められ、その内容が厚生労働省令で示されました。学童保育指導員の処遇改善のための予算措置もおこなわれています。

一方、地方分権改革の提案募集において、全国的に学童保育指導員、特に資格者の人材不足が深刻化し、運営に支障が生じているとして、従うべき基準の規制緩和を求める提案が地方から国に提出されています。仮に、従うべき基準が緩和され、現在より低い配置基準になってしまうと、子どもの命と安全を守ることができなくなります。また、「遊びや活動を制限せざるを得ない」等、学童保育での子どもの生活が保障されなくなります。

子どもたちに「生活の場」を保障するためにいま必要なことは、学童保育指導員の質の確保と処遇改善です。国は、これまで平日 6 時間勤務の非常勤職員の賃金で算出されていた職員 3 人分（一人当たり年額 180 万円）の人件費のうち、一人分を福祉職俸給表にもとづいて、月額単価（年額約 310 万円）で算出することにしました。また、常勤職員を複数配置することも可能にするべく、「放課後児童支援員等処遇改善事業」を予算化しています。これらの予算をすべての自治体で活用し、学童保育指導員の質の確保と処遇改善をしていく対策を講じることが不可欠です。

つきましては、貴議会より国に対して、「学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」を提出してくださるよう請願いたします。

【請願事項】

貴議会より国に対して「学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」を提出してください。

